

採点支援システム導入業務

公募型プロポーザル 募集要項

1. 目的

市立中学校17校に、定期考查や実力考查の答案用紙をスキャンし、システム上で採点・集計ができる採点支援システムを導入することで採点結果を授業に活かし学力定着の促進及び校務の効率化等を行うことを目的に、この導入を実施する事業者の選定に当たり、下記のとおり公募型プロポーザル方式での募集を行う。

2. 募集対象業務

(1) 業務名

採点支援システム導入業務

(2) 業務内容

別添「採点支援システム導入業務に係る仕様要件及び企画提案依頼書」のとおりとする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

(4) 予定履行期間

システム導入業務：契約締結日から令和5年（2023年）3月31日まで

システム稼働期間：令和5年（2023年）1月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

（ただし、令和5年（2023年）1月1日から3月31日までは試用期間とし、

費用が発生するのは令和5年（2023年）4月1日からとする。）

(5) 提案価格

提案上限額は、システム稼働期間において5,100,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

提案価格は、価格内で構築可能で実現性を伴う提案であることとし、機能要件仕様書中、必須／要望欄が必須の項目について、各社がそれぞれ提案パッケージシステムを活用し、パッケージシステム改修を行うことで実現するに必要な費用、初期設定費用（インストール等）及び教職員等研修費用を含み、見積書に記載すること。なおこの金額にはシステム環境構築のほか、例月の運用及びシステム保守、契約期間中の教職員等からの問合せ対応についても本提案価格内に含むものとする。契約に必要となる正式な見積書は、事業者選定後に改めて提出を依頼することとする。

ただし、今後の打ち合わせにおいて生ずる経費は、今回提案した見積金額を本事業の上限として全ての対応を行うものとする。

3. 参加資格

本業務に参加できる者は、プロポーザル参加申込書等の提出日時点で、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、同申込書の提出後において、要件を満たさなくなった場合も参加を認めないものとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（2）本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申立てを含む。以下「更正手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更正手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更正法第 41 条第 1 項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更正法第 199 条第 1 項の更正計画の認可の決定（旧更正事件係る旧法に基づく更正計画の認可の決定を含む。）があつた場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は更正手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 提案を行うシステムが、自治体の教育委員会への導入・運用実績を有していること。

4. スケジュール

(1) 募集要項等の公表	令和 4 年（2022 年）10 月 24 日（月）
(2) 質問受付期日	令和 4 年（2022 年）10 月 28 日（金）17 時
(3) 質問回答期日	令和 4 年（2022 年）11 月 4 日（金）
(4) 提案参加申込書提出期限	令和 4 年（2022 年）11 月 9 日（水）17 時
(5) 企画提案書等提出期限	令和 4 年（2022 年）11 月 16 日（水）17 時
(6) 書類審査	令和 4 年（2022 年）11 月 17 日～25 日
※提案者が 4 者以上になった場合に実施（書面開催の予定）	
(7) 面接審査（プレゼンテーション）	令和 4 年（2022 年）11 月 29 日（火）
(8) 審査結果の通知	令和 4 年（2022 年）12 月上旬 ※メールで通知
(9) 契約の締結	令和 4 年（2022 年）12 月中旬予定 (契約締結後、導入開始)

5. 応募方法

- (1) 提案参加申込書等の提出
①提出書類

No	提出書類	留意事項	様式
1	提案参加申込書	・製本一部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可	様式 1
2	誓約書	・製本一部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可	様式 2
3	会社概要		様式 3
4	業務経歴書		様式 4
5	公募日から過去3年以内の処分歴等の確認書		様式 5
6	機密情報に関する誓約書	・製本一部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可	様式 6

②提出部数及び形式

提出部数：正本1部、副本7部

③提出期限

令和4年11月9日（水）（午後5時必着）※郵送・宅配便についても同様。

④提出方法

持参（土日及び時間外は受け付けない。）、郵送、宅配便のいずれかとする。

※郵送、宅配便により提出する場合は、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。

⑤提出書類の取扱い

提出書類はいかなる場合でも返却しない。

⑥セキュリティ関連資料の提供

機密情報に関する誓約書の提出をもって「豊中市教育情報セキュリティポリシー」を提供する。

（2）企画提案書等の提出

①提出書類

No	提出書類	留意事項	様式
1	企画提案書	・正本一部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可 ・ただし押印は1箇所のみとし、全ページに押印する必要はない。	
2	業務実施体制		様式 7
3	管理技術者及び担当技術者の業務実績		様式 8
4	業務協力会社体制 (役割分担) 予定		様式 9
5	見積書（令和5年度）	・正本一部のみ提案者の代表印を押印。	様式 10

	～7年度)	副本は複写可	
6	機能要件仕様書		様式11
7	印鑑に関する証明書	・証明者の様式による（複写可）	
8	商業登記簿謄本（登記事項証明書）	・証明者の様式による（複写可）	
9	法人税・消費税の納税証明書	・納税証明書その3の3に限定 ・証明者の様式による（複写可）	
10	法人市民税の納税証明書	・証明者の様式による（複写可）	

②提出部数及び形式

提出部数：正本1部、副本7部、CD-R等でPDFデータも併せて提出すること。

形式等：企画提案書においては以下の条件を満たすものとする。

- (1) 公正かつ公平な方法で内容比較を行うため、企画提案依頼書の目次に基づいた順序・項目ごとに章立てをして作成すること。
- (2) 日本語の文章とし、難解な技術用語の使用は極力避け、平易な文章とすること。
- (3) 原則、日本工業規格A版の用紙（任意様式）を用いて片面印刷とすること。
- (4) 図は、原則、文章の補助として用いること。
- (5) ページ番号を付すこと。
- (6) 総ページ数は、表紙、目次を含めて30ページ以内とすること。（機能要件仕様書を除く。）
- (7) その他詳細については「採点支援システム導入業務に係る仕様要件及び企画提案依頼書」による。

③提出期限

令和4年11月16日（水）（午後5時必着）※郵送・宅配便についても同様。

④提出方法

持参（土日・祝日及び時間外は受け付けない。）、郵送、宅配便のいずれかとする。
※郵送、宅配便により提出する場合は、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。

⑤提出書類の取扱い

提出書類はいかなる場合でも返却しない。

6. 選定方法

（1）審査方針

- ・審査委員会を設置し審査する。
- ・審査にあたっては、次の審査基準に基づいて提案の内容等を審査し、優先契約候補事業者を決定する。なお、審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(2) 審査方法

審査基準に基づき、第一次審査は書類審査、第二次審査は面接審査を行い、総合的に採点し候補者を選定する。

(3) 書類審査

提案者が4者以上になった場合は、面接審査（プレゼンテーション）に先がけて、書類審査を行い、審査基準（仕様審査・提案審査・価格審査）に基づき審査委員会委員の合議により順位を決定し、上位3者を面接審査実施対象者とする。

- ・システムに求める機能要件について、機能要件仕様書へ記載された内容に基づく書類審査を行う。（仕様審査）（25%）
- ・企画提案書に基づく書類審査を行う。（提案審査）（30%）
- ・見積書（令和5年度～7年度の3年間の費用）に基づく書類審査を行う。（価格審査）（15%）
- ・書類審査の合否結果はすべての提案者に通知するとともに、面接審査対象となる提案者には面接審査（プレゼンテーション）の日時を通知する。

(4) 面接審査（30%）

- ・原則提案者が面接会場に来場のうえ、提案の実現性をプロジェクトの中心的役割となる者から判断し、プレゼンテーションにより提案された内容が本市の学校教育に寄与・貢献するかを審査委員が判断することによって面接審査を行う。
- ・面接審査に必要となる機材（ノートパソコン・電源タップ等）は提案者が準備するものとする。ただし電源・プロジェクター・スクリーンについては、1か所は豊中市教育委員会事務局が準備する。
- ・面接審査では、企画提案書類に基づき、審査委員から質疑を行う。
- ・面接時間は、1提案者あたり概ね40分以内とする（説明時間20分・質疑応答20分）。
- ・追加資料等は、豊中市教育委員会事務局が求める場合を除き不可とする。
- ・面接審査の出席者は、1提案者あたり3名以内とし、本業務に携わる者で、応募事業の事業責任者、事業担当者とする。

(5) 優先契約候補事業者の決定について

審査の結果、採点結果の合計点が最高点の者を優先契約候補事業者とする。また、最も高い者が同点数で2者以上存在する場合には、事業者選定審査委員会委員による多数決により優先契約候補事業者を決定する。

(6) 次点以下の決定について

次点以下も（5）と同様に決定する。

(7) 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に対して、令和4年12月上旬ごろに文書で通知する。なお、優先契約候補事業者は豊中市教育委員会事務局と仕様並びに価格等の協議の上、豊中市教育委員会事務局の内部手続きを経て、本業務の事業者として決定されるので、優先契約候補事業者の通知をもって本業務の契約を約するものではない。

7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
- ②提案上限額を超える提案を行った場合
- ③提出書類において虚偽の記載がある場合
- ④提出期限までに提出場所に提出書類の提出がない場合
- ⑤提案に関して談合等の不正行為があった場合
- ⑥正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合
- ⑦法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- ⑧審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑨前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

8. 契約の締結

- ①優先契約候補事業者とは、令和4年12月中旬を目途に契約手続きを行う。その際、豊中市に事業者登録のない場合は、契約締結までに下記書類をフラットファイルに綴り、一部提出すること。また、提出物については市ホームページを確認すること。
業者登録カード、債権者登録申込書、郵送書類チェックリスト、入札参加資格審査申込書、印鑑証明書、委任状、商業登記謄本（登記事項証明書）、法人税・所得税の納税証明書、豊中市が発行する未納の納税がない証明書もしくは市区町村税に未納の税額がない旨の誓約書兼承諾書、財務諸表（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書）、取引実績書、有資格者数一覧表、営業許可証の写し等、社会保険・労働保険加入状況一覧表、社会保険・労働保険加入状況確認書類
- ②契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに豊中市教育委員会事務局と詳細を協議する。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。なお、優先契約候補事業者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点候補者と契約交渉を開始する。
- ③本業務の事業者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うものとする。（事業者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）
- ④契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、契約締結をしないことがあるほか、発注者が被った損害について、損害賠償を求めることがある。

9. 留意事項

- ①本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、提案者の負担とする。
- ②企画提案書の作成にあたっては、著作権等第三者の権利に対する侵害の無いよう十分留意すること。もし、これらの問題が生じても、発注者は一切の責任を負わない。
- ③提案参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、辞退届（様式13）を文書で提出すること。
- ④審査及び評価の内容、提案者名等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ⑤提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- ⑥質問事項の締め切り以降、業務に係る質問は受け付けない。
- ⑦企画提案書類の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。
- ⑧提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。

⑨企画提案書類等は、豊中市情報公開条例（平成13時年豊中市条例第28号）に定めるところにより、公開される場合がある。

10. 応募先、質問先及び問合せ先（事務局）

〒560-0033 豊中市螢池中町3-2-1-600 【豊中市教育センター内】

豊中市教育委員会事務局 学校運営改革プロジェクト・チーム

TEL 080-6704-9146

FAX 06-6840-8127

E-mail gakkoukaikaku@city.toyonaka.osaka.jp